

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名	: インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 抱 条 項	: 第14条第2項
処 分 の 概 要	: インターネット異性紹介事業の廃止命令
原権者（委任先）	: 埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	: インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条（欠格事由）
処 分 基 準	: インターネット異性紹介事業者がインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする
問 い 合 わ せ 先	: 埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	: